

佐本備二発第290号  
令和4年9月16日

各 部 長  
各 参 事 官 殿  
各 所 属 長

保 存	5年(令和10年3月31日まで)
有 効	令和10年3月31日まで

佐賀県警察本部長

**佐賀県警察大規模災害対応業務継続計画の改定について（通達）**

本県警察は、「佐賀県警察大規模災害対応業務継続計画の策定について（通達）」（平成29年11月1日付け、佐本備二発第329号ほか。以下、「旧通達」という。）に基づき、大規模災害発生時における業務継続性の確保について運用してきたところであるが、昨今の情勢や組織改編を踏まえ円滑な運用を図るため、この度、「佐賀県警察大規模災害対応業務継続計画」を別添のとおり改定したので、遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達については廃止する。

(別添)

# 佐賀県警察大規模災害対応 業務継続計画

令和4年9月

佐賀県警察

## 目次

<b>第1 総則</b>	1
<b>1 総則</b>	1
(1) 本計画の目的	1
(2) 実施方針等	1
(3) 警察署における対応	1
(4) 公表・周知	1
(5) 教育・訓練	1
(6) 点検・改善	2
<b>2 想定する災害と被害想定</b>	2
(1) 想定する地震及び被害	2
(2) 想定する津波及び被害	3
<b>第2 平素の措置</b>	4
<b>1 実施体制</b>	4
(1) 県警察の体制	4
(2) 業務継続実施責任者等	4
(3) 県等関係機関との連携	4
<b>2 非常時優先業務</b>	4
(1) 業務の分類	4
(2) 災害応急対策業務	4
(3) 継続の必要性の高い通常業務	4
(4) その他の通常業務	4
(5) 災害時における執務の方針	5
(6) 非常時優先業務と人員計画	5
(7) 職務代行者の選定	5
<b>3 備蓄・情報通信の確保等</b>	5
(1) 備蓄等	5
(2) 情報通信の確保等	6
(3) 電源の確保	6
<b>4 職場における被害軽減対策</b>	6
(1) 実施責任者の任務	6
(2) 職場環境の整備	6
<b>5 代替施設の整備</b>	7
(1) 代替施設の整備・多重化	7
(2) 災害警備本部の移転	7
(3) 移動方法	7
(4) 備蓄・情報通信の確保等	7

<b>第3</b>	<b>大規模災害発生時の措置</b>	8
<b>1</b>	<b>安否確認</b>	8
(1)	職員等の安否確認	8
(2)	安否確認の方策	8
<b>2</b>	<b>業務継続のための執務体制の確立</b>	8
(1)	招集等	8
(2)	平素からの措置	8
(3)	参集上の留意事項	9
<b>3</b>	<b>執務体制</b>	9
(1)	業務継続計画の発動等	9
(2)	指揮命令系統の明確化	9
<b>4</b>	<b>業務継続のための執務環境の整備</b>	9
(1)	庁舎機能の確保等	9
(2)	負傷者等への対応	10
<b>第4</b>	<b>本部機能等の移転</b>	11
<b>第5</b>	<b>通常体制への復帰</b>	11

# 佐賀県警察大規模災害対応業務継続計画

## 第1 総則

### 1 総則

#### (1) 本計画の目的

この計画は、佐賀県地域防災計画（以下「県地域防災計画」という。）が想定する大規模災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合において、佐賀県警察（以下「県警察」という。）及び九州管区警察局佐賀県情報通信部（以下「情報通信部」という。）（以下「県警察等」という。）が、各種の業務阻害要因に適切に対処しつつ、優先度が高い業務の継続性を確保するために必要な事項を定めることを目的とする。

#### (2) 実施方針等

ア この計画の実施に当たり、佐賀県公安委員会（以下「公安委員会」という。）及び県警察等は、相互に連絡を密にして一体的な活動を行い、その事務の迅速かつ適切な実施に努めるものとする。

イ 県警察等は、この計画の実施状況について、時期を逸することなく公安委員会に報告し、所要の指導等を受けるとともに、公安委員会を的確に補佐するものとする。

ウ 県警察等は、この計画の実施について、佐賀県知事部局等関係機関（以下「県等関係機関」という。）と緊密な連絡調整を図り、総合的な業務継続の推進に寄与するように努めるものとする。

#### (3) 警察署における対応

警察署（以下「署」という。）においては、この計画に準じた業務継続計画を策定し、相互に整合性を図るものとする。

また、署は、業務継続計画を策定し、又は変更した場合には、警察本部（以下「本部」という。）警備第二課（以下「警備第二課」という。）に当該計画を送付するものとする。

#### (4) 公表・周知

この計画は、県警察ホームページに掲載することなどにより県民に公表し、大規模災害発生時における警察業務に県民の理解と協力が得られるよう努めるものとする。

#### (5) 教育・訓練

ア 公安委員会及び県警察等は、職員に対しこの計画に関する教養、招集・参集訓練、発災時を想定した初動措置訓練等（以下「訓練等」という。）を実施し、業務継続のための手順について周知徹底を図るものとする。

イ 警備第二課は、訓練等を計画・実施するとともに、その実施結果を検証し、

今後実施する訓練等に反映させるほか、災害警備本部の本部員に対する呼出訓練を適宜実施するものとする。

ウ 情報通信部は、災害警備本部の立上げ、第2の2に掲げる非常時優先業務の実施に必要な通信資機材の展開等を確実に行うことができるよう、九州管区警察局等と連携した訓練を実施するとともに、担当職員の不在に備え、代替職員に対する各種情報システムの操作方法の教養等を実施するものとする。

(6) 点検・改善

この計画の内容については、絶えず点検・検討を加えるとともに、県地域防災計画の被害想定が変更された場合のほか、必要があると認めるときはこれを変更するものとする。

## 2 想定する災害と被害想定

この計画において想定する災害と被害想定については、県地域防災計画が定める地震及び津波とする。

なお、業務継続性を確保するためには、その前提となる庁舎機能を確保することが極めて重要であることから、あらゆる可能性を考慮した最悪の事態に備える観点から、この計画では、本部庁舎又は署庁舎の機能が喪失する場合も想定することとする。

(1) 想定する地震及び被害

佐賀平野北縁断層帯、日向峠一小笠木峠断層帯、城山南断層、楠久断層、西葉断層に起因する地震を想定地震とし、当該地震による被害想定は、次表のとおりである。

断層	被害地域	被害項目			
		建物被害（棟）		人的被害（人）	
		全壊・焼失	半壊	死者	負傷者
佐賀平野北縁断層帯	【11市町】佐賀市、多久市、武雄市、小城市、神埼市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、大町町、江北町、白石町	約58,000	約58,000	約4,300	約16,000
日向峠一小笠木峠断層帯	【5市町】鳥栖市、吉野ヶ里町、上峰町、みやき町、基山町	約13,000	約16,000	約790	約4,100
城山南断層	【1市】唐津市	約2,600	約8,900	約150	約1,100
楠久断層	なし ※震度6強以上となる地域が、伊万里市及び有田町の一部	約920	約6,100	約50	約860
西葉断層	【2市町】鹿島市、太良町	約4,200	約9,300	約260	約1,700

※ 被害想定は、地震発生の季節や時間帯により変動するため、最大となる時間帯（建物：冬18時、人的：冬深夜）の被害を記載

(2) 想定する津波及び被害

ア 有明海沿岸

雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震及び南海トラフ巨大地震によって引き起こされる津波であり、市町毎に想定される津波波高等は次表のとおりである。

有明海沿岸		想定津波波高	想定津波到達時間
雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震	佐賀市	0.38m	158分
	小城市	0.18m	191分
	白石町	0.38m	108分
	鹿島市	0.38m	196分
	太良町	0.78m	48分
南海トラフ巨大地震	佐賀市	0.48m	286分
	小城市	0.38m	290分
	白石町	0.48m	289分
	鹿島市	0.48m	299分
	太良町	0.78m	48分

※「津波発生時の潮位」と「津波波高」の和が、実際に沿岸に到達する津波の高さとなる。

イ 松浦沿岸（玄海灘）

西山断層帯及び対馬海峡東の断層を震源とする地震によって引き起こされる津波であり、市町毎に想定される津波波高等は次表のとおりである。

松浦沿岸（玄海灘）		想定津波波高	想定津波到達時間
西山断層帯	唐津市	2.18m	68分
	玄海町	1.38m	88分
	伊万里市	0.98m	167分
対馬海峡東	唐津市	2.18m	173分
	玄海町	1.08m	199分
	伊万里市	0.78m	306分

※「津波発生時の潮位」と「津波波高」の和が、実際に沿岸に到達する津波の高さとなる。

ウ 上記ア及びイによる被害想定は、次表のとおりである。

断層		建物被害（棟）		人的被害（人）	
		全壊	半壊	死者	負傷者
有明海沿岸	雲仙地溝南縁東部断層帯と西部断層帯の連動地震	約210	約6,900	約260	約2,600
松浦沿岸（玄海灘）	西山断層帯	約30	約590	約30	約340

※ 人的被害の想定は、津波発生の時間帯及び避難開始時期により変動するため、最大となる時間帯（深夜）の被害を記載

## 第2 平素の措置

### 1 実施体制

#### (1) 県警察等の体制

大規模災害の発生に備え、この計画のほか、各種対策の作成及び見直し等を推進する。

#### (2) 業務継続実施責任者等

ア 本部の課、所、隊及び学校、署並びに情報通信部の課（以下「各所属」という。）に業務継続実施責任者（以下「実施責任者」という。）を置き、各所属の長をもって充てる。

実施責任者は、大規模災害の発生時に的確に業務継続を推進するため、この計画に定められた業務を行うものとする。

イ 各所属に業務継続実施副責任者（以下「実施副責任者」という。）を置き、各所属の次席、副所長、副隊長、副校長又は副署長をもって充てる。

実施副責任者は、実施責任者を補佐し、実施責任者に事故があるときは、その業務を代行するものとする。

#### (3) 県等関係機関との連携

ア この計画の実施に当たっては、平素から警察庁との連絡及び調整を行うほか、県等関係機関と情報交換を行うなど、連携強化を図っておくものとする。

イ 大規模災害発生時における連絡手段については、県等関係機関と複数の方法で確保するものとする。

## 2 非常時優先業務

#### (1) 業務の分類

公安委員会及び県警察等は、大規模災害の発生に備え、所掌する業務をあらかじめ、災害応急対策業務、継続の必要性の高い通常業務及びその他の通常業務に分類するものとする。

#### (2) 災害応急対策業務

災害応急対策業務とは、大規模災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、警察がとるべき措置であり、大規模災害に伴い、新たに発生し、業務量が増加し、又は緊急に対応する必要性が生じる業務をいう。

#### (3) 継続の必要性の高い通常業務

継続の必要性の高い通常業務とは、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の途絶並びに職員及び職員家族の被災等人的・物的資源に制約がある状況下においても、災害応急対策業務と並行して継続する必要性の高い業務をいう。

#### (4) その他の通常業務

その他の通常業務とは、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務以外の業務をいう。

(5) 災害時における執務の方針

ア 公安委員会及び県警察等は、大規模災害が発生した場合には、災害応急対策業務及び継続の必要性の高い通常業務（以下「非常時優先業務」という。）の実施に必要な人的・物的資源を確保するため、その他の通常業務は、積極的に休止し、又は非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲で実施するものとする。

イ 公安委員会及び県警察等は、被害の拡大状況や非常時優先業務の実施状況等を踏まえつつ、限られた人員を柔軟に運用することで、非常時優先業務の実効性が最大限確保されるよう努めるものとする。

ウ 公安委員会及び県警察等は、電力・通信等のライフライン及び公共交通機関の復旧等により、その他の通常業務の実施に必要な人的・物的資源が確保されたときは、その他の通常業務を順次再開するものとする。

エ 公安委員会及び県警察等は、長時間労働による過労や精神的ストレスにより職員が健康を害することにならないよう留意するものとする。

(6) 非常時優先業務と人員計画

ア 県警察等における非常時優先業務は、別添のとおりとする。

イ 実施責任者は、職員の一部又は大半が業務に従事できないことを前提に、非常時優先業務を実施するために必要な人員をあらかじめ把握しておくとともに、非常時優先業務の中においても、発災時において執務可能な人員を考慮し、優先順位を付して業務継続を図るものとする。

(7) 職務代行者の選定

被災等により、警察本部長（以下「本部長」という。）が欠けた場合は、「国家公安委員会申合せ」（平成23年6月16日付け）により、警務部長がその職務を代行するものとする。

また、被災等により本部長以外の幹部が欠けた場合は、佐賀県警察事務決裁規程（平成22年7月28日付け本部長訓令第10号）第7条の「代理決裁」の規定により、当該規定に定められた者がその職務を代行するものとする。

### 3 備蓄・情報通信の確保等

(1) 備蓄等

本部会計課（以下「会計課」という。）、署会計課及び情報通信部は、大規模災害の発生時において、食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食料等を県内複数箇所の警察施設に分散保管し、適切な管理を図るものとする。

また、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

## (2) 情報通信の確保等

### ア 情報通信の確保

本部情報管理課（以下「情報管理課」という。）及び情報通信部は、本部及び署において、災害発生時の被災状況の把握や迅速・的確な指揮命令、非常時優先業務の実施に必要な情報通信を円滑に確保するため、耐災害性の高い警察通信施設及び情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施する。

また、災害警備本部の立上げを支援し、発災時の被災状況を把握するための担当職員、情報システムの運用を継続するために必要となる担当職員及び警察庁、管区警察局、通信事業者等との連絡調整を行う担当職員の代替職員を指定するなど発災に対応した体制や担当職員等の不在に対応した体制の確保を図るものとする。

### イ 情報システムの維持

情報管理課及び情報通信部は、各種情報システムを運用する担当職員の不在や夜間、休日に対応した体制の確保を図るとともに、各種情報システムのうち、サーバの停止やネットワークの途絶等の障害からの復旧に事業者等との協働が必要なものについては、関係事業者等との連絡体制を整備するなど、関係事業者等と連携した障害の対処体制を確保するものとする。

また、情報管理課は、情報システムの重要データ等について、遠隔地に分散保管を行うなど、災害によるデータの消失を防ぐ措置を講じるものとする。

## (3) 電源の確保

ア 県警察等は、非常時優先業務を実施するため、平素から非常用発電機、発動発電機等（以下「非常用電源設備等」という。）の点検整備を行うなど、大規模災害の発生に備えておくものとする。

イ 会計課は、大規模災害時の電源供給の停止に備え、非常用電源を確保するため、非常用電源設備等の計画的かつ継続的な整備促進に努めるものとする。

## 4 職場における被害軽減対策

### (1) 実施責任者の任務

実施責任者は、職員の負傷等の被害をできる限り防止するため、職員に対して災害発生時の措置と平素の心構えについて教養するとともに、常に職場環境の整備を徹底するよう指導するものとする。

### (2) 職場環境の整備

公安委員会及び県警察等は、地震の発生に備え、非常用電源コンセントの位置を明確にするとともに、執務室内の書棚、キャビネット、テレビ、プリンター等の転倒及び落下を防止するための措置をとるものとする。また、資料等の散逸防止を図るため、キャビネット、ロッカー等の施錠に努めるものとする。

## 5 代替施設の整備

### (1) 代替施設の整備・多重化

ア 公安委員会及び県警察等は、大規模災害の発生時において、本部庁舎又は署庁舎がその機能を喪失した場合を想定し、災害警備本部の機能を移転し得る代替施設の整備・多重化に努めるものとする。

イ 本部庁舎の代替候補施設は、次のとおりとするが、移転先の選定については原則、通信資機材が充実している交通機動隊とし、他の代替候補施設についても被害の状況を勘案して検討を行うこととする。

- ・ 警察学校（佐賀市日の出一丁目20番14号）
- ・ 交通機動隊（佐賀市久保泉町大字川久保2121番地47）
- ・ 佐賀南警察署（佐賀市本庄町大字本庄155番地1）
- ・ 小城警察署（小城市三日月町久米960番地）

ウ 警察署長（以下「署長」という。）は、署庁舎の代替施設として、隣接署等候補施設をあらかじめ指定しておくものとする。

### (2) 災害警備本部の移転

本部長又は署長は、本部庁舎又は署庁舎の安全が確保されていない場合その他の当該庁舎を使用することが適当でないと認める場合は、代替施設として指定した候補施設の中から被災状況に応じた的確な代替施設を選定し、災害警備本部を速やかに移転するものとする。

### (3) 移動方法

ア 代替施設への移動は、徒歩又は自転車の利用等、陸路を原則とするが、道路の損傷等により陸路による移動が困難になった場合には、必要に応じて警察用航空機を活用するものとする。

イ 警備第二課又は署警備課は、本部庁舎又は署庁舎から代替施設へ陸路で移動する場合に備え、あらかじめ複数の移動手段、移動経路等を選定しておくとともに、当該移動手段、移動経路等について職員に周知しておくものとする。

### (4) 備蓄・情報通信の確保等

#### ア 備蓄等

会計課、署会計課及び情報通信部は、代替施設において、大規模災害の発生に際して食料等が入手困難となった場合に備え、備蓄食料等とともに、非常時優先業務の実施に必要な事務用物資等の適切な管理を図るものとする。

#### イ 情報通信の確保等

会計課は、代替施設となる施設の非常用電源設備等の定期的な点検・整備、燃料容量の確認等を実施するものとする。

情報管理課は、代替施設となる施設の情報システムの機能の確保のため、

既設配線を利用した応急的な情報ネットワークを設営するものとする。

情報通信部は、代替候補施設において耐災害性の高い警察通信施設及び情報システムの整備を進めるとともに、維持管理を適切に実施する。また、代替候補施設において通信機器を運用管理する担当職員を指名するなど、災害発生に対応した体制を確保する。

### 第3 大規模災害発生時の措置

#### 1 安否確認

##### (1) 職員等の安否確認

ア 公安委員会及び県警察等は、大規模災害が発生したときは、公安委員会委員長、公安委員会委員及び各所属の職員（以下「職員等」という。）並びにその家族の安否を確認するものとし、職員等は自ら自所属に安否を報告の上、参集するものとする。

イ 公安委員会及び県警察等は、職員に対し、職員等の安否が早期に確認できるよう、災害伝言ダイヤルの活用や避難場所の打合せなど、安否を確認する方策についてあらかじめ周知を図っておくものとする。

##### (2) 安否確認の方策

ア 実施責任者は、大規模災害が発生した場合は、携帯電話、電子メール及び災害伝言ダイヤルを活用するなどにより、効果的に職員等の安否を確認するものとする。

イ 実施責任者は、確認した安否情報について、速やかに災害警備本部に報告し、災害警備本部は同安否情報を確実に集約するものとする。

#### 2 業務継続のための執務体制の確立

##### (1) 招集等

ア 公安委員会及び県警察等は、大規模災害が発生したときは、職員の非常招集を行い、非常時優先業務を実施するための体制を確保するものとする。

イ 職員は、大規模災害が発生した場合は、非番、休日又は退庁後であっても自主的に自所属（本部又は署）、代替施設（第2の5の(1)の代替施設をいう。以下同じ。）等に参集し、非常時優先業務を実施するものとする。

ウ 警備第二課は、災害警備本部の機能を代替施設に移転する必要がある場合、代替施設への参集を携帯電話、電子メール等を活用し、速やかに職員等に伝達するものとする。ただし、自所属又は災害警備本部から参集に関する特別な指示がある場合は当該指示に従うものとする。

##### (2) 平素からの措置

ア 警備第二課は、災害警備本部の要員のうち、職員の居住地等を考慮して、代替施設に自動的に参集する職員及び参集場所をあらかじめ指定し、当該職員に参集要領を周知しておくものとする。

イ 職員は、発災時には公共交通機関が利用できない可能性が高いこと及び道路についても火災や建物の倒壊等により通行できなくなる可能性があることを念頭に置き、平素から訓練等を通じ、複数の参集経路、参集方法及び参集に要する時間を確認するものとする。

(3) 参集上の留意事項

ア 職員は、非常招集その他の有事に際しては直ちに応招できるよう心構えをしておく。

イ 職員は、参集に際し、必要と認められる衣類等を持参するものとする。

ウ 大規模災害発生時には、全職員の携帯電話に電子メールを一斉送信して参集の周知を図るなど、効果的な連絡方法をとる。

エ 参集に際しては、駐車場所や渋滞を考慮し、自家用車の利用を避け、できる限り自転車、バイク又は徒歩による参集に心がける。

オ 自所属に応招又は参集できないときは、最寄りの署に応招又は参集し、当該署の署長の指揮下に入る。この場合、当該署の署長は、交通機関の復旧その他の状況を考慮の上、他所属の職員をそれぞれ自所属に復帰させるよう配慮する。

### 3 執務体制

(1) 業務継続計画の発動等

ア 本部長又は署長は、大規模災害が発生し、災害応急対策業務を遂行する必要があると認めたときは、業務継続計画を発動するものとする。

イ 本部長又は署長は、職員及び警察施設の被災状況に応じ、必要と認めたときは、職員の人員配置の変更を行うものとする。

ウ 本部長又は署長は、大規模災害による混乱が終息するなど、災害応急対策業務の必要がないと認めたときは、通常業務体制に復帰させるものとする。

(2) 指揮命令系統の明確化

ア 大規模災害が発生し、幹部との連絡が取れない場合又は幹部の出勤が困難となった場合は、第2の2の(7)の「職務代行者の選定」による代理決裁を行うものとする。

イ 代理決裁を行ったときは、代理決裁者は、事後速やかに、代理決裁として処理した旨を決裁者又はこれに代わる者に対して報告するものとする。

### 4 業務継続のための執務環境の整備

(1) 庁舎機能の確保等

ア 庁舎

公安委員会及び県警察等は、大規模災害が発生したときは、庁舎の破損の有無を確認し、必要な場合は、施設装備課に通報の上、立入禁止等の措置を講じるものとする。

会計課は、大規模災害が発生したときは、各種業務を継続するために必要な庁舎内施設の利用制限を行うとともに、庁舎の機能維持に必要な清掃、各種設備の保守・点検等を行う事業者に対し、業務継続に向けた協力を要請するものとする。

#### イ 電力

公安委員会及び県警察等は、非常時優先業務を実施するために必要な機器を平素から非常用電源コンセントに接続しておくものとする。

また、非常用電源設備等による電力供給が行われたときは、非常時優先業務を実施するために必要な電力以外の電力の使用を抑制するものとする。

#### ウ エレベーター

会計課は、大規模災害の発生に伴い、庁舎内のエレベーターにおいて救助を要する事案が発生したときは、必要な措置をとるものとする。

### (2) 負傷者等への対応

#### ア 負傷者の救護

公安委員会及び県警察等は、大規模災害の発生に備え、負傷者の応急救護に必要な救護用品を確保しておくものとする。

また、大規模災害の発生により負傷者が生じたときは、救護用品を活用して応急救護処置を行うとともに、必要により医療機関に搬送するものとする。

本部厚生課（以下「厚生課」という。）は、必要に応じて救護班を編成し、負傷者の応急救護措置や医療機関への連絡、搬送の支援を行うものとする。

#### イ 医療体制の確保

厚生課は、大規模災害の発生に備え、あらかじめ対応が想定できる医療機関の資料を作成し、各所属に周知するものとする。

また、大規模災害の対処が長期化する場合に備え、健康管理室の医薬品の備蓄等を行うとともに、職員の健康管理を推進するものとする。

#### ウ 来庁者への対応

公安委員会及び県警察等は、大規模災害の発生により来庁者を庁舎内に一時待機させる必要があると認めるときは、非常時優先業務の実施に影響を及ぼさない範囲内において、来庁者をロビー等に一時待機させるものとする。

また、庁舎内に一時待機している来庁者の待機時間が長時間にわたるなど、非常時優先業務の実施に影響を及ぼすおそれがあると認める場合には、災害警備本部の調整の下、来庁者を庁舎周辺の帰宅困難者受入れ施設に案内又は誘導するものとする。

#### エ 帰宅が困難となった職員等への対応

公安委員会及び県警察等は、大規模災害が発生したときは、交通機関の途絶等により帰宅が困難となった職員等の一時待機場所を確保するものとする。

## 第4 本部機能等の移転

本部長又は署長は、本部庁舎又は署庁舎の安全が確保されていない場合その他の当該庁舎を使用することが適当でないと認める場合は、代替施設として指定した候補施設の中から被災状況に応じた的確な代替施設を選定し、本部又は署の機能を速やかに移転するものとする。

この場合、速やかに公安委員会に報告するとともに、県民に広報を行い、その周知を図るものとする。

## **第5 通常体制への復帰**

本部長又は署長は、大規模災害による混乱が終息するなど、災害応急対策業務の必要がないと認めたときは、通常体制に復帰させるものとする。

この場合、速やかに公安委員会に報告するとともに、県民に広報を行い、その周知を図るものとする。

業 務 の 分 類

		業 務 内 容	
非 常 時 優 先 業 務	災 害 応 急 対 策 業 務	職員の招集・参集に関する事	
		佐賀県公安委員会の庶務・報告に関する事	
		佐賀県公安委員会の会議に関する事	
		県民への情報伝達に関する事	
		警察相談に関する事	
		警察職員の安否確認に関する事	
		当直体制の確認・確保に関する事	
		警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察からの情報収集・報告連絡に関する事	
		警察災害派遣隊の応援要請及び運用に関する事	
		留置管理に関する事	
		遺失物及び拾得物に関する事	
		物資の補給及び調達に関する事	
		備蓄食料の管理・配付に関する事	
		受援対策に関する事	
		庁舎管理（被害調査、復旧）に関する事	
		被災地区で運用する車両・警察装備品等の調整に関する事	
		警察職員の救護に関する事	
		情報システムの機能の確認及び回復に関する事	
		災害警備活動に必要なネットワーク等の構築に関する事	
		その他警察本部長又は警務部長の命ずる事	
			佐賀県警察本部長の秘書に関する事
			佐賀県公安委員会の庶務・報告に関する事（災害関連を除く。）
			県議会その他関係機関との連絡に関する事
			公印の保管に関する事
	県民への情報伝達に関する事（災害関連情報を除く。）		
	警察相談に関する事（災害関連を除く。）		

非常時優先業務	継続の必要性の高い通常業務	犯罪被害者支援の総合調整に関すること
		個人情報保護に関すること（災害に関連する連絡・調整・指導）
		至急の対応を要する所管法令に係る法令の審査、質疑応答に関すること
		庁舎の警戒に関すること
		所管行政に係る国際関係事務の総合調整に関すること
		警察職員の人事その他庶務に関すること
		留置管理に関すること（災害関連を除く。）
		監察及び訟務に関すること
		遺失物及び拾得物に関すること（災害関連を除く。）
		予算、決算及び会計に関すること
		物品の管理及び処分に関すること
		車両・警察装備品等の管理に関すること
		財産の管理及び処分に関すること
		電話交換に関すること
		照会センターの運用に関すること
		情報システムの管理・運用に関すること
		その他警察本部長又は警務部長の命ずること

## 業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非 常 時 優 先 業 務	災 害 応 急 対 策 業 務	職員の招集・参集に関する事
		警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察からの情報収集・報告連絡に関する事
		関係機関との連絡調整に関する事
		自主防犯組織、防犯ボランティア団体等の指導及び支援に関する事
		県民への情報伝達に関する事
		警察災害派遣隊の応援要請及び運用に関する事
		行方不明者の相談及び安否情報等に関する事
		行方不明者相談窓口・ダイヤルの設置、運用等に関する事
		防犯協会、警備業協会等との連絡及び協力に関する事
		被災地、避難所等における地域安全相談等に関する事
		地域安全情報の収集及び地域安全活動に関する事
		被災地における少年対策に関する事
		銃砲刀剣類所持等取締法(第26条の事務に関することに限る。)の施行に関する事
		被災地、避難所等のパトロールに関する事
		治安情勢の把握及び調査に関する事
		警察用船舶の運用等水上警察に関する事
		鉄道施設の被災状況等の把握に関する事
		地域警察官の行う街頭活動に関する事
		警察通信指令に関する事
		その他警察本部長又は生活安全部長の命ずること
		県民への情報伝達に関する事(災害関連情報を除く。)
		ストーカー行為等の規制等に関する事
		配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する事
		酩酊者、行方不明者、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関する事(災害関連の行方不明者を除く。)
		犯罪、事故その他の事案に係る市民生活の安全と平穏に関する事
		警備業法の施行に関する事

非 常 時 優 先 業 務	継 続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務	犯罪の予防一般に関すること
		少年の福祉を害する犯罪の取締りに関すること
		児童虐待及び少年を被害者とする犯罪の取締りに関すること
		火薬類の運搬及び取締りに関すること
		高圧ガスその他危険物の取締りに関すること
		核燃料物質等、放射性同位元素等、特定物質及び届出対象病原体等の運搬に関する こと
		サイバー犯罪対策に関すること
		銃砲刀剣類所持等取締法の施行に関すること
		公害関係事犯その他環境関係事犯の取締りに関すること
		保健衛生関係事犯の取締りに関すること
		経済関係事犯の取締りに関すること
		生活安全部内の他の所掌に属しない法令違反の取締りに関すること
		サイバーテロ発生時の連携に関すること
		鉄道警察に関すること
		水難・山岳遭難その他の事故における人命救助に関すること
		地域警察官の行う街頭活動に関すること（災害関連を除く。）
		警察用航空機の運用に関すること（災害関連を除く。）
		警察用船舶の運用等水上警察に関すること（災害関連を除く。）
		警察通信指令に関すること（災害関連を除く。）
		その他警察本部長又は生活安全部長の命ずること

## 業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非 常 時 優 先 業 務	災 害 応 急 対 策 業 務	職員の招集・参集に関すること
		警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察からの情報収集・報告連絡に関すること
		関係機関との連絡調整に関すること
		犯罪の捜査に関すること
		警察災害派遣隊の応援要請及び運用に関すること
		県民への情報伝達に関すること
		死体の検視、見分及び遺族対策に関すること
		被災地区からの通訳人派遣要請に係る連絡調整に関すること
		その他警察本部長又は刑事部長の命ずること
	継 続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務	県民への情報伝達に関すること（災害関連情報を除く。）
		各種照会業務の運用に関すること
		犯罪の捜査に関すること（災害関連を除く。）
		手配及び共助（国際捜査共助を含む。）に関すること
		死体の検視、見分及び遺族対策に関すること（災害関連を除く。）
		暴力団対策に関すること
		薬物銃器事犯の取締りに関すること
		外国人による組織犯罪の取締りに関すること
		犯罪鑑識に関すること
		各種鑑定及び検査に関すること
その他警察本部長又は刑事部長の命ずること		

業務の分類

		業務内容
非常時優先業務	災害応急対策業務	職員の招集・参集に関する事
		交通情報の収集及び提供に関する事
		警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察からの情報収集・報告連絡に関する事
		関係機関との連絡調整に関する事
		県民への情報伝達に関する事
		警察災害派遣隊の応援要請及び運用に関する事
		緊急交通路の指定等に関する事
		交通規制・管制に関する事
		緊急通行車両の事務に関する事
		交通安全施設に関する事
		運転免許試験場・運転免許センター来場（庁）者の避難誘導に関する事
		高速道路における交通対策に関する事
		その他警察本部長又は交通部長の命ずること
		業務
交通事故の処理及び交通事故に係る犯罪の捜査に関する事		
交通規制・管制に関する事（災害関連を除く。）		
県民への情報伝達に関する事（災害関連情報を除く。）		
交通安全施設に関する事（災害関連を除く。）		
警衛・警護に伴う交通対策に関する事		
運転免許の事務に関する事		
緊急配備等の犯罪捜査及び交通事故事件の初動措置に関する事		
高速道路における交通対策に関する事（災害関連を除く。）		
その他警察本部長又は交通部長の命ずること		

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非 常 時 優 先 業 務	災 害 応 急 対 策 業 務	職員の招集・参集に関する事
		災害警備本部の設置・運営に関する事
		警察庁、管区警察局及び関係都道府県警察からの情報収集・報告連絡に関する事
		関係機関との連絡調整に関する事
		警察災害派遣隊の応援要請及び運用に関する事
		警察用航空機の運用に関する事
		被害情報の収集及び報告に関する事
		警備部隊の編成及び運用に関する事
		救出・救助・捜索活動、避難誘導、警戒警備等に関する事
		県民への情報伝達に関する事
業 務	継 続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務	その他警察本部長又は警備部長の命ずること
		県民への情報伝達に関する事（災害関連情報を除く。）
		警備犯罪の取締りに関する事
		「テロ・ゲリラ」事件等重大事案が発生した際の対処及び関連情報の収集・分析に関する事
		警衛・警護に関する事
		警備情報の収集・分析に関する事
		大規模警備の実施に関する事
		重要施設に対する警戒警備に関する事
		警察用航空機の運用に関する事（災害関連を除く。）
		テロリストの侵入を防止するための水際対策に関する事
業 務	継 続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務	警備対象勢力の関与が疑われるサイバー事案が発生した際の関連情報の収集・分析に関する事
		その他警察本部長又は警備部長の命ずること

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非常時優先業務	災害 応急 対策 業務	職員の招集・参集に関すること
		受援対策に関すること
		その他警察本部長の命ずること
	継続 の必 要性 の高 い通 常業 務	警察本部長の命ずること

業 務 の 分 類

		業 務 内 容
非 常 時 優 先 業 務	災 害 応 急 対 策 業 務	情報通信部の各班の連絡調整及び活動状況等の集約に関すること
		通信資機材の受入及び物品調達に関すること
		後方支援に関すること
		職員の招集・参集に関すること
		警察庁、管区警察局及び関係都道府県情報通信部への報告及び連絡に関すること
		通信施設及び通信機材の被害状況の把握に関すること
		機動警察通信に関すること
		警察災害派遣隊の応援要請及び運用に関すること
		非常通信協議会との連絡に関すること
		通信手段の機能の確認、回復等通信の確保に関すること
		通信施設の保守に関すること
		技術支援業務に関すること
		その他情報通信部長の命ずること
		継 続 の 必 要 性 の 高 い 通 常 業 務
機動警察通信隊の運用に関すること（災害関連を除く。）		
通信施設の保守に関すること（災害関連を除く。）		
技術支援業務に関すること（災害関連を除く。）		
その他情報通信部長の命ずること		